

2020（令和2）年5月22日

教職員各位

学校法人 松 山 大 学
理事長 溝 上 達 也

大学施設内への入構制限解除に伴う対応について

5月25日から入構制限は解除いたしますが、引き続き、感染拡大に予断を許さない状況にありますので、愛媛県より示されている「感染拡大回避行動」について改めてご確認いただき、日々の生活において徹底いただきますようお願いいたします。

また、引き続き、当面の間、下記の事項について対応を要請いたします。

〔感染拡大回避行動〕

◇「うつらないよう自己防衛！」

こまめな手洗いや定期的な換気、十分な栄養と休養で健康管理 など

◇「うつさないよう周りに配慮！」

体調不良のときは自宅療養、他人と接するときは距離をとる など

◇「県外の外出自粛と3密回避！」

都道府県をまたいだ移動の自粛、3密となる場所への外出自粛

特に感染拡大地域や繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 など

記

1. 日々体調に気を配り、発熱等の風邪の症状（倦怠感や息苦しさがある場合も含む。）が見られるときは、無理をせずに自宅で休養し、出勤しないこと。
2. 愛媛県外への学外勤務（勤務外活動を含む。）については、当面禁止する。
3. 私事による旅行についても、愛媛県外への移動は、当面の間、厳に慎むとと

もに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に移動する場合には、教育職員は人事課に、事務職員は所属長に、必ず事前に報告すること。

4. 学外勤務又は私事旅行にかかわらず、国外及び感染拡大地域に移動した場合には、愛媛県内に戻った日から2週間、出勤しないこと。
5. 学内会議については、原則、「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」とする。ただし、秘匿性の高い会議や会議招集権者が対面方式による会議開催が必要と判断した場合は、感染拡大防止を徹底した上で対面方式による会議開催を認める。

以上